

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長・佐藤、千葉

全国学童保育連絡協議会（巻末の紹介参照）は毎年、共働き・ひとり親家庭等の小学生の「生活の場」である学童保育（放課後児童クラブ）について、実施か所数や入所児童数などの調査を行っています。2016年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。

**学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果がまとまる  
「支援の単位」数は2万7638、入所児童数は107万6571人  
把握できた「待機児童」は、1万5839人**

**【施策の現状と課題】**

- 2012年8月の「子ども・子育て支援法」策定と児童福祉法改定により、学童保育についての国の制度と市町村の施策が変更されました。国は厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）を公布し、これにもとづいて各市町村（特別区も含む。以下同じ）が条例（以下、「条例基準」）を定めました。また、国は「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）を策定しました。2015年4月以降、各地の学童保育は、「条例基準」と「運営指針」にもとづいて運営されています。また、指導員の資格も新たに定められ、処遇改善や常勤配置が図られようとしています。
- 政府は、子ども・子育て支援新制度において、学童保育の量的拡大・質的拡充をめざしています。また、「放課後子ども総合プラン」（2014年7月策定）では、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人（2019年度末までに120万人に）増やす目標を立てています。「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年5月発表）では、「追加的な受け皿整備を2018年度末までに前倒して実現するための方策を検討」するとしています。
- 共働き家庭やひとり親家庭が増加しているなかで、子どもたちが放課後や学校休業日に安全に安心して過ごせる場を求める声はさらに高まっており、学童保育の整備は社会的に大きな課題です。量的な拡大と質的な拡充が着実に図られることが求められます。それには市町村の施策のさらなる拡充、十分な財政措置を図ることが必要です。同時に、国の制度のさらなる拡充が求められます。

**◆調査の方法**

- ① 調査基準日と対象…2016年5月1日、全国すべての市町村（特別区を含む、以下、同じ）、1741市町村
- ② 調査方法…調査票（24ページ参照）を全国学童保育連絡協議会から直接、あるいは都道府県の学童保育連絡協議会から届け、回答を得た
- ③ 実施時期 依頼日は2016年5月2日。回収期間は、5月6日～9月1日
- ④ 回答数 1741市町村（回答率100.0%）

## 調査結果 1 2016年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

○ 学童保育の「支援の単位」数は、2万7638

○ 学童保育の入所児童数は、107万6571人

\* 前年比 5万9142人増

### 学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1998年	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行。(注1)
2006年	15,858	683,476人	1998年からの8年間で学童保育数は6,200か所増加し、入所児童数は35万人増加(年平均4万人増)
2007年	16,668	744,545人	入所児童数が1年間で6万1000人増加
2008年	17,495	786,883人	法制化後10年で7,800か所増、入所児童数は45万人増
2009年	18,475	801,390人	自治体などの入所抑制で潜在的な待機児童が増加
2010年	19,744	804,309人	大規模施設の分割で、施設数は1200か所以上増加。
2011年	20,204	819,622人	入所児童数は約2万3000人増(注2)
2012年	20,846	846,967人	入所児童数は約2万7000人増(注2)
2013年	21,635	888,753人	入所児童数は約4万2000人増(注3)
2014年	22,096	933,535人	入所児童数は約4万5000人増
2015年	25,541	1,017,429人	新制度施行。学童保育数は「支援の単位」数。入所児童数は8万3000人増。(注4)
2016年	27,638	1,076,571人	入所児童数は約5万9000人増(注5)

(注1) 入所児童数の全数調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごとに実施する詳細な実態調査をもとに割り出した概数。

(注2) 2011年調査では、岩手県・宮城県沿岸部および福島県原発30キロ圏内にある34市町村は未調査。2012年調査は福島県内の避難している9町村は未調査。

(注3) 学童保育数・児童数ともに、神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている180支援の単位(入所児童数約7600人)を含めた数字。

(注4) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(2014年4月策定)では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年の調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。

(注5) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。2016年の調査では届け出された数を集計。

学童保育(国の施策名は放課後児童クラブ)は、保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校休業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する事業です。全国学童保育連絡協議会は、学童保育の目的・役割をつぎのようにまとめています。

- ・ 共働き・ひとり親家庭等の小学生の放課後(土曜日・学校長期休業中は一日)の安心・安全な生活を継続的に保障すること
- ・ 毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図ること
- ・ 保護者の働く権利と家族の生活を守ること

2016年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会がすべての市町村を対象に学童保育の実施状況を調査したところ、全国に2万7,638か所、107万6571人の子どもたちが入所していました。か所数・入所児童数は、年々増加していますが、必要とされる数に整備が追いつかず、「待機児童」も発生しています([調査結果3]参照)。

## 調査結果 2 どの学年でも入所児童数が前年比で増加 とくに4、5年生が増加

学年別の入所児童数と割合の推移（人）

	2003年	2007年	2014年	2015年	2016年	増加数・前年比
1年生	38.4%	35.9%	325,834 (34.9%)	343,502 (33.8%)	351,666 (32.7%)	8,164 (102.4%)
2年生	31.4%	31.4%	281,518 (30.2%)	298,806 (29.4%)	312,310 (29.0%)	13,504 (104.5%)
3年生	22.0%	22.9%	207,294 (22.2%)	224,715 (22.1%)	237,975 (22.1%)	13,260 (105.9%)
4年生	4.2%	5.5%	67,992 ( 7.3%)	92,173 ( 9.1%)	106,057 ( 9.9%)	13,884 (115.1%)
5年生	1.9%	2.4%	30,753 ( 3.3%)	37,007 ( 3.6%)	45,433 ( 4.2%)	8,426 (122.8%)
6年生	1.1%	1.4%	17,246 ( 1.8%)	19,711 ( 1.9%)	21,933 ( 2.0%)	2,222 (111.3%)
その他	1.0%	0.5%	2,898 ( 0.3%)	1,515 ( 0.1%)	1,197 ( 0.1%)	▲318 (79.0%)
			933,535	1,017,429	1,076,571	

注)「その他」は、幼児も対象としている学童保育があるため。

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

	2007年	2014年	2015年	2016年	高学年の入所率 は前年比1.5ポ イント上昇
1～3年生	90.2%	814,646 (87.3%)	867,023 (85.3%)	901,951 (83.9%)	
4～6年生	9.3%	115,991 (12.4%)	148,891 (14.6%)	173,423 (16.1%)	

### ○ 児童福祉法改定によって、学童保育は「6年生まで」が対象になりました

これまでの児童福祉法では、学童保育の対象児童は、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、保護者が就労等により昼間家庭にいないもの」（第6条の3第2項）とされていましたが、2012年8月に児童福祉法が改定され、「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」になりました（2015年4月施行）。

2015年調査で、4年生の入所児童数の増加が顕著だったのは、この改定にもとづいて、4年生になった子どもが継続して利用できるようになったことが反映されていると考えられます。2016年調査で、4年生、5年生の入所児童数が増加しているのも、同様だと考えられます。

児童福祉法が改定される以前から、高学年を受け入れていた学童保育はありましたが、国の実施要綱では、「対象児童は、法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童とし、その他に健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができること」とされていました。

しかし、法律で「おおむね10歳未満の小学生」となっていたために、対象児童は「3年生まで」「4年生まで」としていた市町村も少なからずありました。国が「省令基準」を示した以降も、財政上、施設確保の困難などを理由に、6年生までの受け入れを制限している自治体もあります。国が自治体向けに出した「省令基準に関するQ&A」のなかでは、「小6までの受け入れ義務を一律に課すものではないが、対象を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではない」と説明されています。

### ○ 「省令基準」をふまえた学童保育の量的な拡大が急務です

これまで、高学年の子どもたちは、保護者の要望はあっても、低学年に比べると受け入れが後回しになってきました。学童保育に通り続けることを必要としている高学年の子どもたちを受け入れるためには、学童保育数を大幅に増やすことが必要です。

### 調査結果3 学童保育の待機児童数は、1万5839人 ただし、待機児童数は正確には把握できていません

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ( )内は%

	2013年	2014年	2015年	2016年
把握している	1268 (78.7)	1258 (78.1)	1329 (82.5)	1378 (85.2)
待機児童がない	975	942	986	1011
待機児童がいる	293	316	343	367
待機児童数	6944人	9115人	15533人	15,839人
把握していない	279 (17.3)	307 (19.0)	227 (14.1)	227 (14.0)
未回答	65 ( 4.0)	46 ( 2.9)	55 ( 3.4)	13 (0.8)
合計	1612	1611	1611	1618

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は1万5839人でした。

学童保育にはこれまで「定員」「規模」などについての国の基準がなかったために、入所に制限を設けていない施設や自治体もあります。「省令基準」では「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」(10条の4)と定められた(参酌基準)ものの、いまだに児童数が非常に多い大規模な学童保育が残されています。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」(待機児童の有無も含む。児童福祉法第21条の11)を市町村が行うことになりました。ただし、情報収集の具体的な方法などについては定められていません。

学童保育は入所申し込みの方法などがさまざまです。全体の約4割にあたる公営の学童保育は市町村に申し込みますが、約6割の公営以外の学童保育は運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が実態を正確に把握していないことも考えられます。なかには、申し込みを受理せず、口頭で断ったものは待機児童として数えていない市町村もあります。

全国学童保育連絡協議会が2012年に実施した詳細な実態調査([参考資料1]参照)で、自治体が公営以外の学童保育の待機児童を把握する方法を調べたところ(待機児童を把握している自治体のうち、662自治体が回答)、「運営主体や各施設に問い合わせをしている」のは154自治体でした。「運営主体や各施設に申告するよう依頼(121自治体)」「運営主体や各施設から報告があれば把握(109自治体)」との回答も少なからずあり、これでは正確な数を把握できない可能性があります。

#### ○「待機児童ゼロ」=「学童保育が充足している」とはかぎりません

「待機児童ゼロ」が必ずしも、「学童保育が充足している」ことを表しているとはかぎりません。市町村のなかには、「全児童対策事業」や「放課後子供教室」などほかの事業を、学童保育の待機児童の受け皿としようとする中で、「待機児童ゼロ」としている場合もあります。役割の異なる事業で学童保育の目的を果たすことは不可能です。

#### ○ 地域に学童保育がなければ、入所を申し込むこともできません(「潜在的な待機児童」)

##### ① 学童保育のない、あるいは事業を廃止した市町村が1割弱あります(123市町村)。

市区町村数	790市	745町	183村	23区	1741市町村
学童保育のある市区町村数	789市	684町	124村	21区	1618市町村

##### ② 小学校区に学童保育がないところが3340校区あります(小学校区数の16.8%)。子どもが歩いて通うことを考えると、子どもの生活圏である小学校区内にある必要があります。

##### ③ 保育所だけではない待機児童問題が社会問題となっています

保育所の待機児童問題を受け、国は「保育の受け皿を増やし、待機児童を解消すること」を重要政策に掲げています。保育所を卒所した子どもが次に必要とするのは学童保育です。

## 調査結果 4 一人ひとりが安心して関係を築けるために、 集団の規模は「おおむね40人以下」であることが必要

入所児童数の規模（「支援の単位」数）

児童数	2014年	2015年	児童数	2016年	増加数・前年比
9人以下	653 (2.9%)	683 (2.7%)	1人-19人	2,694(9.7%)	▲157 (94.5%)
10人-19人	2,130 (9.6%)	2,168 (8.5%)			
30人-35人	5,875 (26.6%)	8,306 (32.5%)	20人-30人	5,502(19.9%)	⌋
			31人-35人	3,761(13.6%)	⌋ 957 (111.5%)
36人-45人	5,232 (23.7%)	6,883 (26.9%)	36人-40人	4,570(16.5%)	⌋
			41人-45人	3,300(11.9%)	⌋ 987 (114.3%)
46人-70人	6,589 (29.8%)	6,020 (23.6%)	46人-55人	3,717(13.4%)	⌋
			56人-70人	2,718(9.8%)	⌋ 415 (106.9%)
71人-99人	1,295 (5.9%)	1,204 (4.7%)	71人-100人	1,114(4.0%)	⌋
100人以上	322 (1.5%)	277 (1.1%)	101人以上	262(0.9%)	⌋ ▲105 (92.9%)
合計	22,096	25,541	合計	27,638	

注) 国の補助単価は児童数によって異なる。基本は「36人～45人」規模の補助単価において設定されている。

### ○「省令基準」では、学童保育の「支援の単位」が「おおむね40人以下」と定められました

「省令基準」によると、「専用区画（子ども一人当たり1.65㎡以上の広さ）」と「専任職員（2人以上）」と「一定の規模の児童数（おおむね40人以下）」が、学童保育の基本的な単位となります。

全国学童保育連絡協議会では、2015年の調査から、学童保育の基礎的な単位としての「支援の単位」を、学童保育数として集計しています。

「省令基準」には、「支援の単位」について、次のように記されています。

- 第10条の4 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。  
 第10条の2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。  
 第9条の2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

「運営指針」には、「子ども集団の規模（支援の単位）」について、次のように記されています。

- 第4章 2. 子ども集団の規模（支援の単位）  
 (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設、設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。  
 (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

### ○「条例基準」に基づいて分割した市町村と、分割せずに大規模化を容認している市町村に両極化していると考えられます

大規模な学童保育を「おおむね40人以下」に分割すると、複数の支援の単位ができます。2015年は、「省令基準」に基づいて学童保育を新設したり、大規模な学童保育を分割したりした市町村があり、そのことが調査結果に反映されていると考えられました。一方、「条例基準」が制定されたものの大規模化の現状を容認している市町村、経過措置を設けている市町村もあります。

2016年の調査結果を見ても、46人以上の大規模な学童保育、71人以上の特に大規模な学童保育が残されています。国は「省令基準」で「おおむね40人以下」と定めたものの、46人以上の学童保育にも補助金を出していますし、市町村によっては、「条例基準」で「おおむね40人以下」とすること

について経過措置を設けているところもあります。こうしたこともあって、46人以上の規模の学童保育が多数存在しているのが実態です。

さらに、「支援の単位で分割した」とする市町村の実態を見ると、名簿ではふたつの「支援の単位」に分けていても、施設（生活の場所）は同じところで保育を行っているところや、複数の単位の合同保育のようなかたちで運営されているところもあります。これは、国の「省令基準」が参酌基準（国の基準を十分に参考にして定める。従うべき基準とは異なる）にとどまっており、施設の広さや集団の規模が市町村の裁量で定められていることが要因のひとつです。

このような大規模化の容認やあいまいな方法による分割では、「支援の単位」をおおむね40人以下と定めた趣旨がいかされず、学童保育の役割を果たすことができません。

## ○ 全国学童保育連絡協議会はずぎのように提言しています

全国学童保育連絡協議会では、大規模学童保育の分割を進めて、複数の「支援の単位」をおく場合や、学童保育を新設する際には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

ア、継続的に基礎的な生活単位（生活集団）が分かれていること

イ、継続的で基礎的な生活を送る空間、場所、施設・設備が分かれていること

ウ、子どもに責任を持つ指導員がそれぞれ独立して複数配置されること

また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

## ○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

大規模化した学童保育では、「指導員の目が全体に行きとどかず、子どもの様子を把握できない」「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やけがが増える」ことなどが起こっており、子どもたちに深刻な影響を与えています。

2008年度に国民生活センターが行った「学童保育の安全に関する調査研究」によると、児童数の多い施設で発生した「けが・事故は治療が長引く傾向にある」「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出合頭の事故やけが、トラブルが多く発生している」などが指摘されています。

## ○ 子どもが負担に思うことなく、学童保育に通い続けるために

2016年調査では、1年生の入所児童数は35万1666人、2年生の入所児童数は31万2310人でした。

自治体によっては、利用希望者が定員を超過した場合、子どもの学年、ひとり親か共働きか、保護者の一日の勤務時間や週の労働日数などによって、受け入れに優先順位をつけることがあります。こうした場合、「2年生になって引き続き学童保育が通わせたいが、入所がかなわなかった」ということが起こります。そのほか、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に継続を希望しない家庭も少なからずあると考えられます。

2009年度に国民生活センターが行った「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」では、「学童保育の中途退所児童」について市町村を対象に調査が行われました。この結果によると、「引越し・転勤により退所した」「リストラや失業などで就業状況が変化したことにより退所した」「子どもが学童保育に行きたがらない・指導員の対応、保育内容に不満があり退所した」「開設時間や開設日が就労状況と合わないで退所した」「保育料が高額・有料になったので、退所させた」などの退所理由があげられています。

子どもが負担に思うことなく学童保育に通い続けるためには、一時的な「受入児童数拡大」「待機児童解消」ではなく、子ども一人ひとりが安心して関係を築けるように、「学童保育（支援の単位）ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、2人以上の適切な指導員数を配置すること」「人数規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」を守ることが不可欠です。同時に、保育内容の充実と指導員の力量を高めていくことも求められます。

## 調査結果5 都道府県別の学童保育数と入所児童数 (政令市・中核市を含む)

	都道府県	学童保育のある市町村数	学童保育数	公立小学校数	未設置校区	入所児童数	1年生～3年生の入所割合	児童数45人以下の学童保育の割合	待機児童数
1	北海道	163	1,190	1,061	286	48,665	32.7%	62.6%	264
2	青森県	34	354	292	55	13,767	39.2%	73.7%	2
3	岩手県	32	341	331	96	13,189	32.6%	71.6%	22
4	宮城県	33	589	384	57	21,972	33.0%	77.8%	314
5	秋田県	25	254	200	39	9,858	37.3%	71.3%	103
6	山形県	34	336	253	55	12,963	37.3%	78.0%	15
7	福島県	50	481	452	128	18,280	32.0%	73.2%	361
8	茨城県	44	817	501	53	32,830	34.8%	69.4%	258
9	栃木県	25	599	372	61	21,788	32.3%	74.5%	13
10	群馬県	33	510	309	20	21,251	31.6%	67.8%	88
11	埼玉県	63	1,490	813	37	62,534	27.0%	66.0%	1,933
12	千葉県	54	1,238	802	65	49,603	26.5%	68.6%	1,379
13	東京都	55	2,206	1,280	174	91,082	29.6%	66.1%	3,365
14	神奈川県	33	1,314	852	186	45,040	16.2%	88.7%	614
15	新潟県	29	612	479	99	21,106	33.6%	57.0%	
16	富山県	15	258	191	15	13,013	43.7%	73.6%	51
17	石川県	19	299	207	18	13,368	38.3%	58.5%	108
18	福井県	17	291	198	27	9,206	37.8%	91.4%	6
19	山梨県	24	246	175	13	10,123	42.5%	63.0%	56
20	長野県	65	447	362	45	21,947	32.2%	54.6%	33
21	岐阜県	40	448	370	62	14,978	24.0%	81.3%	115
22	静岡県	35	716	503	70	26,769	24.3%	76.8%	1,085
23	愛知県	54	1,326	966	149	48,930	19.3%	75.6%	635
24	三重県	29	368	382	82	13,145	21.4%	76.1%	40
25	滋賀県	19	376	225	26	13,741	26.0%	82.2%	126
26	京都府	26	633	382	44	24,854	33.5%	72.7%	49
27	大阪府	43	1,492	991	159	57,751	22.8%	77.1%	516
28	兵庫県	41	1,053	757	70	44,092	26.6%	66.5%	728
29	奈良県	37	306	207	11	13,537	30.8%	61.1%	65
30	和歌山県	29	224	253	87	7,643	28.3%	86.2%	68
31	鳥取県	17	168	129	14	6,581	38.3%	67.9%	72
32	島根県	17	235	203	42	7,939	40.9%	80.0%	48
33	岡山県	25	535	392	56	18,271	29.4%	85.6%	224
34	広島県	22	668	480	39	25,897	30.8%	71.0%	132
35	山口県	18	403	310	41	13,930	35.1%	79.2%	512
36	徳島県	18	162	201	51	6,769	30.7%	64.2%	58
37	香川県	15	250	163	14	9,113	30.6%	80.4%	24
38	愛媛県	20	298	290	85	11,425	29.9%	73.8%	127
39	高知県	20	155	230	98	6,770	35.9%	52.3%	77
40	福岡県	59	1,326	735	54	54,377	32.8%	63.6%	382
41	佐賀県	19	292	161	9	9,685	36.8%	88.0%	176
42	長崎県	21	389	330	111	15,371	32.3%	72.5%	21
43	熊本県	42	440	366	45	17,657	32.7%	63.9%	88
44	大分県	18	319	276	33	12,772	34.0%	67.1%	202
45	宮崎県	22	269	236	65	9,954	29.6%	76.2%	395
46	鹿児島県	40	504	525	200	17,453	32.4%	72.0%	421
47	沖縄県	25	411	265	94	15,582	26.9%	80.0%	468
		1,618	27,638	19,842	3,340	1,076,571	28.4%	71.7%	15,839

(注) 全国学童保育連絡協議会調べ。ただし、公立小学校数および小学校生徒数は、熊本県をのぞき文部科学省の2016年5月1日の調査結果による。熊本県の公立小学校数および小学校生徒数は2015年5月1日調査による。

## 調査結果6 学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）

公立公営が減少し、地域運営委員会（注1）や保護者等がつくったNPO法人が運営する学童保育が増えています。

民間企業が運営している学童保育（注2）は、大都市部を中心に少しずつ増えていました（2012年323か所、2013年409か所、2014年508か所、2015年767か所）。なお、この多くは、市町村の委託事業、指定管理者制度を受託して運営されているところです。「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても学童保育として認められないことになっていますので、今回の調査結果の2万7638か所には含まれていません。

指定管理者制度（注3）を導入した市町村は174市町村、運営している学童保育は3504か所（2015年は3272か所）で、その代行先は、社会福祉協議会、地域運営委員会、父母会・保護者会など、指定管理者制度導入前の運営主体と同じところが大半です。

表1 学童保育の運営主体（「支援の単位」数）

運営主体		割合	前年比	備考
公立公営	9,902	35.8%	431(104.6%)	市町村が直営している
社会福祉協議会	3,179	11.5%	635(125.0%)	行政からの委託(1583)、補助(175)
地域運営委員会	4,523	16.4%	196(104.5%)	行政からの委託(3132)、補助(1176)
父母会・保護者会	1,538	5.6%	61(104.1%)	行政からの委託(914)、補助(525)
NPO法人	2,222	8.0%	774 (110.0%)	行政からの委託(1219)、補助(434)。父母会・保護者会が行政からの要請のもと、NPO法人を取得した例も多い
民間企業	1,207	4.4%		行政からの委託(637)、補助(279)
その他法人等	5,067	18.3%		内訳は、私立保育園(1368)、保育園を除く社会福祉法人(1383)、私立幼稚園等の学校法人(474)、その他(1598)
合計	27,638			

（全国学童保育連絡協議会・2016年調査より）

（注1）地域運営委員会とは：地域の役職者の人々（学校長、自治会長、民生・児童委員など）と、学童保育の父母会（保護者会）の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織です。その人数や構成は、自治体によって異なります。また、「委託」「補助」をする場合に、運営委員会をつくって、申請をすることを条件にしている市町村もあります。なお、実質の運営を、父母会（保護者会）が行っているところと、運営も運営委員会が行っているところがあります。

（注2）「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても学童保育として認められないことになっていますので、今回の調査結果の2万7638か所には含まれていません。厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。

（注3）指定管理者制度とは：「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに委託先の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

表2 学童保育の指定管理者制度導入数の推移（「支援の単位」数）

	2007年調査	2015年調査	2016年調査
社会福祉協議会に代行	645	1089	1421
地域運営委員会に代行	166	197	215
父母会・保護者会に代行	110	94	95
NPO法人に代行	498	1892	542
民間企業に代行			235
法人等に代行			996
合計数（全体数との比率）	1419(8.5%)	3272(12.8%)	3504(12.7%)
導入している市町村数	111市町村	167市町村	174市町村

## 調査結果 7 学童保育はどこで実施されているか（開設場所）

開設場所は、余裕教室活用が増えており、学校施設内が全体の半数になっています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上の学童保育が公的に設置された施設です。保護者などに施設の確保が委ねられている場合、民家・アパートを借用することがあります。民家・アパート利用の多い市町村は、横浜市(300)、さいたま市(62)、大阪市(60)、札幌市(48)、名古屋市(36)などの政令指定都市に多くあります。

開設場所（「支援の単位」数）

開設場所		割合	前年比	備考
学校施設内	15,120	54.7%	1,263(109.1%)	内訳は、余裕教室活用(6768) 学校敷地内の独立専用施設(6280) 校舎内の学童保育専用室(1174) その他の学校施設を利用(898)
児童館内	3,380	12.2%	279(109.0%)	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,879	6.8%	24(101.3%)	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	2,181	7.9%	81(103.9%)	公民館内(479)、公立保育園内(143)、公立幼稚園内(160)、その他の公的な施設内(1399)
法人等の施設	1,809	6.5%	234(114.9%)	私立保育園や私立幼稚園、社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,671	6.0%	12(100.7%)	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	1,598	5.8%	204(114.6%)	自治会集会所・寺社など
合計	27,638			

(全国学童保育連絡協議会・2016年調査より)

### ○ 場所の確保にあたっては、「生活の場」としての視点を

場所の確保にあたっては、「生活の場」としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢が異なる活動的な子どもたちが共に過ごす場所ですから、それにふさわしい広さが必要です。おやつを食べたり、ときには横になってのんびりと過ごしたりできるよう、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子どもの活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

### ○ 国は「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針

国は、「放課後子ども総合プラン」(2014年7月策定)では、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人(2019年度末までに120万人に)増やすために、新規開設分の8割を「学校施設を徹底活用した実施促進」で整備していく方針を決めました。そのための仕組みとして、教育委員会・学校関係者の理解を得るために、新たに設置される「教育総合会議の活用」(首長と教育委員会が総合的な放課後対策のあり方を検討する)、「学校区ごとの協議会の設置」「余裕教室の徹底活用」(余裕教室の有無の見直し、一時的利用、管理運営の責任の所在の明確化)などを行うことを必要としています。

学童保育を増やしていく場合に、学校施設の活用は一つの方法だと思われませんが、その場合も、毎日の「生活の場」にふさわしい施設としての設備を備えたものとして、整備していくことが欠かせません。

## 参考資料1

# 学童保育の終了時間は延びていて、 学童保育で過ごす生活時間は長い

全国学童保育連絡協議会が2012年に全国の「学童保育が1か所以上ある」と答えたすべての市町村(1600市町村)、および387市町村3394か所の学童保育を対象に行った実態調査(回収率は市町村86.9%、学童保育68.5%)によると、学童保育の開設時間が延びています。これは、保護者の就労の状況にあわせたものと考えられます。土曜日の開設は、必要としている家庭にとって朝から一日のことですから、より切実です。子どもたちは小学校で過ごす時間よりも長い時間を学童保育で過ごしています。

### ●学童保育の年間開設日数 平均年間開設日数 283日

年間開設日数 ( )内は%

開設日数	2012年調査	
	市町村数	学童保育数
199日以下	7 (0.5)	16 (0.1)
200日～249日	100 (7.3)	611 (3.7)
250日～269日	277 (20.0)	2545 (15.3)
270日～289日	208 (15.0)	2434 (14.6)
290日以上	792 (57.2)	11040 (66.3)
合計	1384 (100.0)	16646 (100.0)
平均開設日数	278日	283日

土曜日の開設

\* 土曜日はまったく開設していない  
学童保育数 654か所 (3.5%)

\* すべての土曜日を開設している  
学童保育数 13220か所 (71.6%)

\* 拠点を決めて開設、月何回か開設している  
学童保育数 4602か所 (24.9%)

(全国学童保育連絡協議会・2012年実態調査による)

### ●子どもが小学校にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1218時間

[平日198日×6時間=1188時間] + [(0時間+30時間+60時間)÷3] = 1218時間

\* 1年生は5時間授業プラスマイナスゼロ、2年生は週1日6時間授業で45分×40日=30時間プラス、3年生は週2日6時間授業で45分×80日=60時間プラス(2011年から完全実施されている学習指導要領より算出)

### ●子どもが学童保育にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1633時間

2012年調査では平均的な開設時間はつぎのとおりでした。

平日は、下校後から午後6時20分まで保育。土曜日は、朝8時20分から午後5時56分まで保育(8割の学童保育は開設)。長期休業日は、朝8時9分から午後6時18分まで保育。

(平日) [198日×(14:30～18:20=3時間50分)=759時間] - [(0時間+30時間+60時間)÷3] = 729時間

(土曜日) 49日×(8:12～17:56=9時間44分) = 477時間

(長期休業日) 42日×(8:09～18:18=10時間10分) = 427時間

### ●学童保育の開設時間(平日の終了時刻)

平日の終了時刻の平均は18時20分でした。下校時の安全確保のために保護者のお迎えが増えていることから、お迎えに行くことが可能な終了時刻にする必要があります。

平日の終了時刻(子どもの帰宅時刻)の分布 ( )内は%

終了時刻	1998年調査	2003年調査	2007年調査	2012年調査	
	自治体数	自治体数	自治体数	自治体数	学童保育数
5時まで	35.2%	16.7%	122(7.7)	57(3.9)	1108(6.2)
6時まで	61.5%	62.0%	911(57.9)	751(50.8)	7662(43.0)
6:01～6:29	0.2%	1.0%	13(0.8)	16(1.1)	151(0.8)
6:30～6:59	2.6%	13.3%	309(19.6)	330(22.4)	4094(23.0)
7時以降	0.5%	7.0%	220(14.0)	322(21.8)	4793(26.9)
合計	100.0%	100.0%	1575(100)	1476(100)	17808(100)

\*全国学童保育連絡協議会・2012年実態調査による。「7時以降」のうち、「7時ちょうど」は293自治体(全体の19.9%)

## 子ども・子育て支援新制度によって、大きく変わる学童保育

学童保育は、学童保育関係者の切実な願いと取り組みによって、1997年に児童福祉法に位置づけられ、国や自治体に一定の責任がある事業とされました。児童福祉法では、学童保育の目的は「適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る」とされ、遊び場を提供する事業と異なる制度として位置づけられています。

しかし、学童保育は法制化されたものの、不十分な内容の制度であったために、今日まで量的にも質的にも大きな問題を抱えていました。市町村や各学童保育によって大きな格差があり、現在でも課題が山積しています。

### これまでの国の学童保育の制度の問題点

学童保育は、国や自治体に一定の責任が生じる児童福祉法に法的根拠がありますが、制度の内容は、保育制度と比べてもたいへん不十分なものでした。

#### ① 公的責任があいまいでした

市町村には、学童保育の「利用の促進」への努力義務だけしかありません。

(注) 2012年8月に制定された「子ども・子育て支援法」では、学童保育は市町村が実施主体となって推進することとなりました。

#### ② 最低基準がつくられていませんでした

児童福祉施設ではなく児童福祉事業という位置づけでしたので、これまで法的に最低基準が決められていませんでした。2007年に国が策定した「放課後児童クラブガイドライン」には、法的拘束力はありませんでした。

#### ③ 予算措置があいまいで、補助金もたいへん少ない金額でした

学童保育の補助金は法的に決められた予算措置ではない「奨励的な補助金」で、しかも、その金額は実際に必要な額と比べてとても少ないものでした。

さらに、少なくない市町村が国の定めた不十分な施策や予算の範囲でしか学童保育の実施や補助を行っていませんでした。こうした問題点のおおもとには、学童保育の役割や必要とされる条件整備に対する、国や自治体の理解が不十分であるという問題がありました。

### 子ども・子育て支援新制度により、学童保育の制度・施策が大きく変わりました

「児童福祉法」では、学童保育に関わって主につきの点が改定されています。

- 対象児童が、「おおむね10歳未満」から「小学生」（6年生まで）に引き上げられた。
- 国としての学童保育の基準を省令で定め、それにもとづいて各市町村が条例を定め、運営することになった。
- 国、都道府県及び市町村以外の者が学童保育を行う場合は、市町村に届け出ることが必要となった。
- 市町村長には、条例で定めた基準の維持のために、実施者に報告を求め、検査などを行うことができることになった。
- 市町村は、学童保育に公有財産の貸し付け等を積極的に行い、実施の促進を図ることになった。
- 市町村は、必要としている家庭が利用できるように、情報の収集、提供、相談、助言、あっせん、調整を行うことになった。

2014年4月30日、国は厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を公布し、これにもとづいて各市町村が条例を定めました。また、国は2015年3月31日に「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。2015年4月以降、各地の学童保育は、市町村の条例と「運営指針」にもとづいて運営されています。

## 指導員の仕事についての社会的理解を広め、 処遇改善をすすめることが必要です

全国学童保育連絡協議会は、「提言 私たちが求める学童保育の設置・運営基準」、「学童保育の保育指針（案）」で、学童保育の保育内容をつぎのように整理しています。

### 「学童保育の保育指針（案）」第2章 学童保育の保育内容

- 1 子どもに保障すべき学童保育の内容
  - (1) 子どもの安全・健康・衛生を守る
  - (2) 子どもの安定した毎日の生活をつくる
  - (3) 遊びやその他の活動・行事などの豊かな日常生活をつくる
  - (4) おやつを提供、一日保育での昼食の提供を行う

これらを通して、一人ひとりの子どもが学童保育を毎日の生活の場として受けとめ、よりどころとして実感できるようにすることが指導員の仕事です。

これらの仕事を円滑に具体的にすすめていくために、記録をとる、指導員同士の打ち合わせや話し合いを持つ、家庭や学校と連絡をとる、施設内外の環境整備を行う、保育料等の金銭や諸帳簿を管理する、保育前の準備をするなどの具体的な仕事・実務を行っています。

「省令基準」により、指導員には「放課後児童支援員」という資格が必要であることが定められました。これは、保育士・社会福祉士・幼稚園や小中高の教諭など国が定めた9項目に該当する者が、都道府県知事が行う16科目24時間の「放課後児童支援員認定資格研修」を修了することにより与えられる資格です。

「運営指針」も策定され、「省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る」とされています。

子どもたちの安全・安心な生活に責任をもつには、専門的な知識・技能を備えた指導員が継続的・安定的に子どもにかかわることが不可欠です。しかし、それを保障するような勤務条件、待遇になっていないのが現状です。

全国学童保育連絡協議会が2012年に全国の「学童保育が1か所以上ある」と答えたすべての市町村(1600市町村)、および387市町村3394か所の学童保育を対象に行った実態調査(回収率は市町村86.9%、学童保育68.5%)によると、指導員の勤務条件や待遇について、つぎのようなことがわかりました。「もっている資格」「年収」については、全国学童保育連絡協議会が2014年に全国の約2900か所、1万2900名を対象に行った実態調査(回収率33.4%)の調査結果を用いています。

### ●全国に約9万2500人いる指導員 (全国学童保育連絡協議会・2012年実態調査による)

- ◆1施設の平均入所児童数は41.1人、平均指導員数は4.44人
- ◆64.9%の指導員は保育士または教諭などの資格を持っています  
(全国学童保育連絡協議会・2014年実態調査による)

### ●多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪 (全国学童保育連絡協議会・2012年実態調査による)

- ・午後からの勤務で、打ち合わせや準備の時間も保障されていない学童保育が多い。
- ・運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いている指導員が多い。
- ・専任配置ではなくローテーション勤務のところもある。
- ◆半数以上の指導員は年収150万円未満 (全国学童保育連絡協議会・2014年実態調査による)  
週5日以上勤務する指導員であっても、150万円未満46.2%、150万円以上300万円未満31.3%、300万円以上5.4%

- ◆勤続年数が増えても賃金はあがらない（51.9％） 1年契約の非正規職員が多い
- ◆待遇は依然として改善されていない
  - 退職金がない（61.6％） 社会保険がない（36.5％）
  - 一時金がない（53.8％） 時間外手当がない（39.0％）
- ◆正規職員は少なく、多くが非正規職員（非常勤・臨時・嘱託・パートなど）
  - 公営で正規職員は2700人（2.9％） 公営で非正規職員は4万1600人（45.0％）
  - 民間運営で正規職員は1万7200人（18.6％） 民間運営で非正規職員は3万1000人（33.5％）
- ◆公立・民間あわせても、勤続1年～3年の指導員が半数を占めている
  - 学童保育数の増加による指導員増もありますが、安心して働き続けられる条件が整っていないことが最も大きな理由と考えられる。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっている。最近では欠員が生じてもなかなか指導員の担い手が見つからない地域も増えている
- ◆指導員の研修をしている市町村はまだ4割

全国学童保育連絡協議会では、学童保育の量の拡大には指導員の処遇改善が欠かせないと考えると同時に、質を確保するため、指導員の自律的な規範としての倫理規定について提言しています。

### 提言「学童保育の保育指針（案）」第6章 指導員の資質向上と職場のチームワーク

#### (3) 指導員の倫理

指導員は、学童保育を必要とする子どもの毎日の生活を通して健やかな成長を図り、保護者の働く権利と家族の生活を守る業務に直接携わることになります。

また、子どもが示す様々な姿に対し、その場で判断し、対応することが必要な場面が多くあります。保育実践上の自由が保障される必要があります。

したがって、指導員の自律的な規範として、以下の倫理規定を身につけることが望まれます。

- ①子どもの最善の利益を学童保育の場で実現するよう努め、子どもを愛護します。
- ②学童期の子どもの保育に関わる専門の力量を身につけ、高めるため研修と研鑽に努めます。
- ③子どもや保護者の人権、人間としての尊厳を否定したり傷つけたりするような行為はしません。
- ④子どもへの体罰を含む罰、おどし、暴力（言葉、態度も含めて）はしません。
- ⑤子どもに対して大人の判断や考えを一方向的に押しつけず、子どもの視点に立ちます。子どもも自身が意見を言い、自らが意思決定していくことを大切にします。
- ⑥職務の内外を問わず、学童保育や指導員についての社会的な信用、社会的な評価を失墜させるような反社会的な行為はしません。
- ⑦仕事上知り得た個人や家庭に関する情報（プライバシー）を口外しないなど、適切に情報を管理します。
- ⑧指導員間では、互いに職場秩序の維持、向上のために努めます。
- ⑨職業人としての一般的なモラルを守ります。

#### ●指導員がその仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすために

全国学童保育連絡協議会は、指導員がその仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすためには、以下の諸条件が整えられる必要があると考え、これらが総合的に解決されることを国や自治体に要望しています。

- ◎指導員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意がはかられること。
- ◎子どもとの安定的な関わりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用が確保されること。
- ◎指導員の勤務時間に、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること。
- ◎専任の指導員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えるようにすること。
- ◎指導員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう研修の機会が保障されること。

## 参考資料4

## 条件整備が遅れている学童保育

全国学童保育連絡協議会が2012年に全国の「学童保育が1か所以上ある」と答えたすべての市町村(1600市町村)、および387市町村3394か所の学童保育を対象に行った実態調査(回収率は市町村86.9%、学童保育68.5%)によると、つぎのようなことがわかりました。

### ●開設日・時間は延びているが、まだ不十分

ほとんどの学童保育は長期休業中も開設しています。平日の終了時刻(子どもの帰宅時刻)の分布土曜日を閉所している自治体がまだ1割弱あります。

開設時間は、下校時の安全確保のためなどを理由に保護者のお迎えが増え、終了時刻が延びていますが、2012年調査ではまだ1割弱が午後6時前に終了しています。

保護者がお迎えに行くことが可能な終了時刻にする必要があります。

終了時刻	割合
5:00に終了	6.2%
5:30～5:59	2.8%
6:00に終了	40.1%
6:30～6:59	23.0%
7:00に終了	24.8%
7:00以降に終了	2.1%

(全国学童保育連絡協議会、2012年実態調査)

### ●障害のある子どもの入所は5年間で1.73倍に急増

入所児童数は2007年と比べて1.73倍です。しかし、まだ3割弱の市町村で受け入れていません。また、補助金加算や指導員加配がなく、現場に大きな負担が生じています。

障害児の入所状況(全国学童保育連絡協議会、2012年実態調査)

障害児の受け入れ状況	2012年調査
受け入れ学童保育のある市町村数	約 1170市町村(73.1%)
受け入れている学童保育数	約 10250か所(49.1%)
受け入れている障害児数	約 22600人

国の障害児受入推進の補助金は、2014年度までは、障害のある子どもの人数にかかわらず指導員1名分だけしか補助されていませんでした。2015年度からは5名以上を受け入れる学童保育には、さらにもう一人分の指導員の配置ができる補助がつけました。

### ●国には保育料の減免制度がなく、市町村でも減免制度がないところが4割

経済的に厳しい家庭、ひとり親家庭の子どもたちが利用できない要因になっています。

運営主体別でみた保育料の平均月額

運営形態	2012年調査
公立公営	5535円
公社・社協	6144円
運営委員会	7980円
父母会・保護者会	10872円
法人・個人	7580円
平均値	7371円

市町村として保育料の減免があるか(自治体数)

保育料の減免の有無	割合
減免がある	57.4%
減免はない	42.3%
その他	0.3%
合計	100.0%

(全国学童保育連絡協議会、2012年調査)

### ●市町村の責任も十分ではないところもあります

市町村の事業形態 ( )内は%

事業形態	学童保育数
公立公営(市町村の直営)	8369 (40.1)
市町村の委託事業	7306 (35.0)
市町村の補助事業	2477 (11.9)
市町村の代行業業	2138 (10.3)
市町村からの補助なし	216 (1.1)
その他	340 (1.6)
合計	20846 (100.0)

放課後児童クラブ(学童保育)関係予算 574.8億円+研修関連予算

◆運営費等 446.0億円 [子ども・子育て支援交付金：内閣府予算に計上]

(1)量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

- ① 放課後子ども環境整備事業の充実
  - ア) 放課後児童クラブ設置促進事業の充実 補助基準額：1,200万円【拡充】
  - イ) 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 補助基準(加算)額：100万円【継続】
  - ウ) 幼稚園・認定こども園等の活用の促進 補助基準額：500万円【継続】
- ② 放課後児童クラブ運営支援事業
  - ア) 賃借料補助 補助基準額：305.2万円【継続】
  - イ) 移転関連費用補助 補助基準額：250.0万円(1支援の単位あたり年額)【新規】
  - ウ) 土地借料補助 補助基準額：610.0万円(1支援の単位あたり年額)【新規】
- ③ 放課後児童クラブ送迎支援事業 補助基準額：45.4万円【継続】

(2)質の改善

- ① 放課後児童支援員等処遇改善等事業【継続】
  - 18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、
    - (i) 家庭・学校等との連絡及び情報交換等に主担当として従事する者を配置する場合に、非常勤職員1名分の賃金改善経費の上乗せ 補助基準額：158.1万円
    - (ii) または、(i)に加え、地域との連携・協力等に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善経費の上乗せを行うために必要な経費の補助を行う。 補助基準額：293.2万円
- ② 障害児受入強化推進事業 補助基準額：174.8万円【継続】
- ③ 小規模放課後児童クラブ支援事業 補助基準額：54.4万円【継続】

：厚生労働省発表をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成

放課後児童健全育成事業	
(1) 年間開所日数 250日以上	
① 構成する児童の数が1～19人の支援の単位当たり年額	1,447,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×27,000円
② 構成する児童の数が20～35人の支援の単位当たり年額	3,744,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×25,500円
③ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位当たり年額	3,744,000円
④ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位当たり年額	3,744,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×31,500円
⑤ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位当たり年額	2,917,000円
⑥ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)	(年間開所日数－250日)×15,000円(1日8時間以上開所する場合)
⑦ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)	
(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×298,000円
(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×134,000円
(2) 特例分(年間開所日数200～249日)	
① (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位当たり年額	2,304,000円
(イ) 構成する児童の数が1～19人の施設	958,000円
② 長時間開所加算額(1支援の単位当たり)	
平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×298,000円

※構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合。

◆整備費 128.8億円 [子ども・子育て支援整備交付金：内閣府予算に計上]

(1)創設整備等【継続】

- ア) 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 補助基準額：4992.8万円
- イ) 上記以外の場合 補助基準額：2496.4万円

## (2)土地借料補助【新規】

補助基準額：610.0万円

### ◆その他(放課後児童支援員等研修関係)

[子ども・子育て支援対策推進事業費補助金：厚生労働省予算に計上]

#### (1)職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.8億円の内数

##### ①放課後児童支援員認定資格研修事業【継続】

(ア) 事業内容…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修（認定資格研修）を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：都道府県（一部委託可）

(ウ) 補助基準額：厚生労働大臣が認める額（1回当たり98.3万円を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助）

(エ) 補助率：国2分の1、都道府県2分の1

(オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

##### ②放課後児童支援員等資質向上研修事業【継続・拡充】

(ア) 事業内容…2015年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理—放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ—」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、（略）計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」との指摘を踏まえ、都道府県及び市町村が実施する現任の従事者向けの研修について、2016年度においては、初任者研修（1年～5年未満を目安）と中堅者研修（5年以上を目安）を地域の実情に応じて実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）（委託可）

(ウ) 補助基準額：厚生労働大臣が認める額（1か所当たり199.2万円を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助）

(エ) 補助率：国2分の1、都道府県・市町村2分の1

(オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

#### (2)指導者養成等研修事業 1.3億円の内数

[子ども・子育て支援対策推進事業費委託費：厚生労働省予算に計上]

・都道府県認定資格研修講師養成研修【継続】

### ◆その他(放課後児童クラブにおける勤務環境の改善)7.9億円(2015年度補正予算)

#### ・放課後児童クラブ環境改善整備推進事業【新規】

(ア) 事業内容…放課後児童クラブにおいては、2015年3月に策定された「放課後児童クラブ運営指針」において、

・子どもの育成支援の目標や計画

・日々の子どもの状況や育成支援の内容記録

などについて作成することを求めていることから、これらの対応に伴う放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウェアなどの購入に必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：市町村（委託費可）

(ウ) 補助基準額：50.0万円（1支援の単位当たり年額）

(エ) 補助率：国4分の3、市町村4分の1

※本経費については、国において次年度への予算の繰越手続きを行う予定であるため、市町村における予算措置は、2016年度予算での対応も可とする予定である。

## 参考資料6

## 学童保育数と補助金、国の施策の推移

年	学童 保育数	前年 比	国庫補助 総額(万円)	国の施策の動き
1966				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515			
1970	1,029			
1971				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	厚生省が都市児童健全育成事業を開始(児童館が整備されるまでの過渡的な期間、学童保育に補助する事業)
1977			1億0800	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1984	5,193	283	2億8535	
1985	5,449	256	3億2655	
1986	5,749	300	3億7000	都市児童館事業廃止
1987	5,938	189	4億0168	
1988	6,100	162	4億2742	
1989	6,310	210	5億2943	
1990	6,708	398	6億1643	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	厚生省が放課後児童対策事業を開始(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換して、学童保育に補助する事業)
1993	7,516	…	14億0643	厚生省が学童保育の法制化を検討
1994	7,863	347	17億9577	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申。日本政府が子どもの権利条約批准
1995	8,143	280	20億9267	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくる)
1996	8,514	371	24億1673	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	児童福祉法改正で学童保育を法制化。第2種社会福祉事業に位置づけ。
1998	9,627	579	46億4644	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	障害児加算は2名からに。「次世代育成支援対策推進法」で行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育問題で集中審議
2006	15,858	549	111億8100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプランの創設」に合意。
2007	16,668	810	158億4900	厚生労働省と文部科学省連携による「放課後子どもプラン」スタート。学童保育のか所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。厚生労働省が初めてガイドラインを作成
2008	17,495	827	186億9400	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、仕事と生活の調和行動指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法で学童保育整備目標を「参酌標準」化。長時間開設加算変更、障害児受入促進で単価倍増
2009	18,475	980	234億5300	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度の見直しを検討
2010	19,744	1269	274億2000	政府が「子ども・子育てビジョン」を策定。学童保育利用児童を5年間で30万人増などの目標を設定。「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」で学童保育制度の見直しも検討。児童数40人前後の学童保育への補助金を大幅増額し適正規模へ移行促進
2011	20,204	667	307億5000	「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームで学童保育の制度の見直しを検討
2012	20,846	444	307億6500	「子ども・子育て支援法」、児童福祉法改正が可決成立。学童保育の対象児童の引き上げ、市町村事業として位置づけ、国として省令で基準を策定、市町村は条例で基準を制定、事業計画策定の義務づけなどが決定
2013	21,635	789	315億7600	国が子ども・子育て支援新制度を具体化。国として学童保育の基準を検討
2014	22,096	461	383億7100	内閣府の「保育緊急確保事業」で指導員の処遇改善の予算確保。厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定。市町村が条例で基準を制定。「放課後子ども総合プラン」策定。2019年度末までに放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備する目標
2015	25,541	3445	575億	国が「放課後児童クラブ運営指針」を策定。「子ども・子育て支援新制度」が本格施行。「放課後児童支援員等処遇改善等事業」予算化。
2016	27,638	2097	574億8000	新制度施行2年目。

**●「放課後子ども総合プラン」とは**

○2014年、政府は「放課後子どもプラン」をもとにしてあらたに「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人（2019年度末までに120万人に）増やすこと、学校施設を徹底活用すること、約2万か所で学童保育と「放課後子供教室」を「一体的に又は連携して実施」し、うち1万か所以上を「一体型」で実施するとしています。

（注）放課後子供教室とは、「全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである」（放課後子ども教室推進事業実施要綱より）。

**●「放課後子どもプラン」とは**

○2006年5月に内閣府少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣がトップダウンで突然、「放課後子どもプラン」の推進を発表しました。そこには、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を「一体的あるいは連携して」実施していくとの方針が示されていました。

この背景には、1992年頃から、大阪市や横浜市で、すべての子どもを対象に、小学校の余裕教室を使った遊び場、居場所づくり事業、厚生労働省が「全児童対策事業」と呼んでいる事業がはじめられていたことがありました。この、学童保育の事実上の廃止を意味する「全児童対策事業」と学童保育との「一体化」が懸念されていたなか、2003年、川崎市は、それまで公設公営で実施していた学童保育事業を事実上廃止し、「全児童対策事業」である「わくわくプラザ事業」をスタートさせます。

**●全国学童保育連絡協議会の要望**

○全国学童保育連絡協議会は、学童保育と「放課後子供教室」や「全児童対策事業」との場所や事業、職員の「一体化」には強く反対してきました。役割の異なる事業では、学童保育の目的を果たすことは不可能です。伝承遊びや実験、異世代交流などを体験させるプログラムを行っている民間企業やNPO法人もありますが、これをもって、子どもたちの「生活の場」に置き換えられるものではありません。また、地域住民等の参加促進で指導員不足を補おうとする動きもありますが、子どもたちの安全・安心な生活に責任をもつには、指導員が継続的に子どもにかかわることが不可欠です。

学童保育の固有の役割を明らかにし、専任職員の複数配置と専用の「生活の場」を確保し、学童保育の生活が保障されるよう働きかけ、「放課後子供教室事業」や「全児童対策事業」とは「連携」するものとして学童保育の拡充を求めています。

「放課後子ども総合プラン」で、学校内で実施されるとして示された「一体型」と言われる構想についても、学童保育の役割が果たせるよう、定まった入所児童が専用室と専任指導員のもとで継続した生活が保障される実施形態となるよう働きかけています。

**●「学童保育の質の改善」と「放課後子ども総合プラン（量の確保）」をめぐる国の動向**

○国は、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」が「一体型」として示されています。

厚生労働省は、2014年8月に開催された「放課後子ども総合プラン」全国地方自治体担当者会議で、「同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」「実施にあたっては、特別な支援を必要とする

児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意」などの考え方を示し、「放課後児童クラブは基準に基づき生活の場として実施していく。『一体型』と『一体化』は違う」と説明しました。

○また、2016年1月の全国厚生労働関係部局長会議、2月の全国児童福祉主管課長会議において、厚生労働省から「③『一体型』の留意事項」として、以下の観点が示されました。

「一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があります。特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。また、放課後児童クラブのニーズがあるにも関わらず、児童が安心して生活できる場としての放課後児童クラブではなく、全ての児童に一律の居場所を提供する、いわゆる「一体化」の取組は、市町村が条例で定める基準を満たしておらず、本来ならば、放課後児童クラブにおいて対象となる児童に確保されるべき、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されないおそれもあることから、十分ご留意いただきたい」。

しかし、学童保育関係者の間では、「市町村の財政状況や受けとめ次第では、両事業が一緒に実施される『一体化』が進められてしまうのではないか」との心配があります。

政府が推進している「放課後子ども総合プラン」では、学童保育の充実を図りながら、「放課後子供教室」との連携が図られるようにしていくことが求められます。

●内閣府、厚生労働省への要望（2016年6月30日 要望書提出）

## 公的責任による学童保育制度の拡充と 財政措置の大幅増額を求める要望書

日頃より学童保育の拡充にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

学童保育を必要とする家庭は年々増加しており、利用したくても利用できない「潜在的な待機児童」は40万人以上と推測されています。保育施設では5年後に利用者ピークを予測しているところですが、保育待機児問題は喫緊の事態となっています。学童保育においては保育施設に続いて6年後にピークとしているところですが、基準に基づく施設整備の遅れと、有資格指導員の配置が待遇の悪さもあり進まない、などの点から利用希望者を受け入れるにあたり、待機児童問題が顕在化する事態を生んでいます。

こうした中でも、共働き・一人親家庭等が増加するなかで、安全に安心して過ごすことのできる放課後の生活の場を求める保護者の願いはますます高まっています。学童保育（放課後児童クラブ）が、量的にも質的にも拡充されることは重要な課題です。

私たちは、学童保育の量的拡大・質的な拡充を図るためには、国や市町村が学童保育の実施および整備の公的責任を果たし、施設や職員や運営に関わる最低基準を定め、条件整備に必要な財政措置を図ることが欠かせないとして、国の制度の抜本的な拡充をくり返し求めてきました。

政府が推進する子ども・子育て支援制度の施行によって、学童保育については、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わり、量的な拡大や、質的な拡充が期待されています。

しかし、公的責任において最低限必要な基準・水準を備えた学童保育として量質ともに整備をすすめること、十分な財政措置を図ることなど、課題があります。

児童福祉法では、市町村の責任が「利用の促進の努力義務」にとどまり、省令基準は、施設の広さや、その他の運営に関する項目は市町村に任されています。また、財政措置では、市町村に3分の1負担がある制度は、市町村の学童保育に対する考えや方針、政策優先度などに大きく左右されている実態があります。また「総事業費の半額程度を保護者負担と整理」とする費用負担割合は、補助金の増加が保護者負担の増加となる実態があります。

指導員の「処遇改善」では、103万円の所得を超えられない実態が少なくない中、大幅な改善が必要になっています。しかし、市町村は負担に対応できず、改善が遅れています。

また、学童保育本来の役割が果されない問題も生まれています。生活の場としての専用室が確保されていない、「おおむね40人以下」という「支援の単位」は書類の上のみで、事実上は大規模学童保育が残されている、「放課後子供教室」との「一体化」、「5時から学童保育」で、それまでは「全児童対策事業」が容認されている、民間企業が行う塾や習い事との一体化など、生活の場としての学童保育を実現しがたい事例もあります。自治体における「放課後子ども総合プラン」による量的整備優先が背景にあるかとの危惧を抱くところです。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」で示された役割を果たすための条件整備を公的な責任で実現することが必要です。

また、指導員講師や、勤務日に開催される研修に出席する指導員の代替要員費用などの予算措置を行うことは認定資格研修の質と量を引き上げるために不可欠となっています。

つきましては、さらなる制度の見直しと拡充、抜本的な財政措置の拡充を次の通り要望いたします。

## 要 望 項 目

### 1 学童保育の国の制度の拡充を図ってください。

- (1) 学童保育を児童福祉施設として位置づけて、量的拡大・質的拡充が図られるよう整備してください。
- (2) 児童福祉法は、市町村の責任を「利用の促進の努力義務」にとどめることなく、さらに市町村の責任を明確にする法改正を行ってください。
- (3) 省令で定めている学童保育の基準について、学童保育の質的な向上が図られるよう改善を図ってください。(具体的な改善の要望は要望項目3をご参照ください)
- (4) 安定的な財政措置の仕組みとするとともに、財政措置における国の責任と負担を強め、負担割合を増やしてください。
- (5) 学童保育の制度に対応しての勤務時間の伸張や求められる業務の増大もあり、指導員の欠員状況が拡大しています。資格と業務に見合う処遇改善を進めてください。
- (6) 処遇の改善は、税法・社会保険料等の負担増を超えて、世帯所得で見ても改善となる賃金額を目標に、抜本的な処遇改善策を示してください。

### 2 学童保育の量的な拡大、質的な拡充が図られるよう、国として十分な財政措置を講じてください。

- (1) 急がれる、基準に基づく運営が可能となるよう補助額を大幅増額し、市町村・都道府県が速やかに学童保育の量的整備、質的拡充が図られるようにしてください。少なくとも、国の負担を2分の1に引き上げてください。
- (2) 学童保育の省令の基準や市町村の条例の基準を満たすために必要な財政措置を講じてください。
- (3) 運営費に対する財政措置を十分に行ってください。
  - ① すべての学童保育で、常勤配置ができる財政措置を図ってください。
  - ② 学童保育に係る経費の大半は人件費です。人件費に係る財政措置を改善し、国の負担割合を増やしてください。
  - ③ 省令基準の求める指導員の配置要件は、長期休業や労働条件を考慮すると、基準の2倍の有資格者を配置するが必要となります。実現するために必要な財政措置をしてください。
  - ④ 子ども・子育て「新制度」に対応する事務量は著しく増加しています。対応する事務量とその高度化に対応ができるように必要となる経費の加算をしてください。
- (4) 省令の基準や市町村の条例の基準を満たせるように、施設整備に対する財政措置を十分に行ってください。
  - ① 補助単価のさらなる引き上げを図ってください。
  - ② 補助対象の拡大とともに、「放課後児童クラブ運営支援事業」等にある、明確な定義のない「待機児童」の条件をはずしてください。
  - ③ 基準で定めた子ども一人当たり1.65㎡以上の広さを確保し、支援の単位の基準を守れるように、強力な補助制度と財政措置を講じてください。

### 3 指導員の処遇の改善、保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください。

- (1) 指導員の実態調査、欠員調査、ニーズ調査などを行い、指導員に関わる課題を明確にして改善方策を進めてください。
- (2) 指導員の処遇の改善をいっそう強力に推進してください。特に、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」は、単純明快な運用となるようにしてください。
- (3) 指導員の資格制度の拡充については、当面すべての現任指導員が有資格者となることができるよう市町村への援助、財政措置を図ってください。

- (4)「基準」と「指針」による学童保育のあり方を学ぶができるように、学童保育と指導員の実情が反映される方策をとってください。
- (5)「資質向上研修」の体系化を進め、指導員が参加できるよう必要な財政措置を行ってください。
- (6) 指導員の「資質向上」に係る以下の財政措置を拡充してください。
  - ① 指導員講師や、勤務日に開催される研修に出席する指導員の代替要員費用などの補助は「人材確保等研修事業費」とすること、また実態に見合った額に引き上げてください。
  - ② 認定資格研修の補助単価をさらに引き上げ、指導員講師の代替え要員の経費も対象としてください。
  - ③ 島嶼部、遠隔地、公共交通機関の状況等も考慮し、補助については、開催自治体の費用負担軽減となるよう措置するとともに、現任者の受講補助をしてください。
  - ④ すべての都道府県及び市町村が、計画的に現任者研修ができるように「資質向上事業費」の増額を図るとともに国の負担割合を高めてください。
- (7)放課後児童クラブ運営指針のさらなる改善と都道府県及び市町村への周知を図り、必要な財政措置をしてください。

#### 4 学童保育の省令基準の改善・拡充を図ってください。

- (1)「従うべき基準」は「職員」についての項目だけでなく、施設・整備（広さを含む）、支援の単位などの項目にも広げてください。
- (2)「子どもの人数」「専用室」「専任職員」は、一体のものであり、この3点の関係を明確にして、子ども一人ひとりにとって安全・安心な「生活の場」となるようにしてください。
- (3)「児童数」の考え方を、「登録児童数」として明確にしてください。また、省令基準にある「毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童の双方が考えられる事業」とするのは、全児童対策と一体あるいは並行して行っている等の事業に見られる例外的な事例であることを考慮し、学童保育の役割からも継続利用が必要なことを市町村にも周知してください。
- (4)「専用区画」というあいまいな規定ではなく、「専用室及び専用とする設備」として明確にしてください。また、広さは子ども一人当たり1.65㎡以上ではなく、学童保育の専用室と必要な専用設備も含めて一人当たり3.96㎡以上としてください。
- (5)「支援の単位」は、固有の専用室で実施するものとし、「基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模」として「30人以下」としてください。
- (6)指導員の資格について、将来的には国家資格をめざす方針を明確にするとともに、段階的にも近づけていく方策を検討してください。また、資格要件から「類似の事業に従事」している者は外してください。
- (7)大学等での養成課程の整備を図ってください。そのために必要な法令を整備してください。
- (8)資格を必要とする指導員は、「支援の単位」ごとに1名以上ではなく2名以上としてください。
- (9)児童数が19名以下の施設であっても専任の指導員を2名以上の配置としてください。

#### 5 国として以下の制度を創設し、財政措置を図ってください。

- (1)母子家庭・父子家庭等の経済的に厳しい家庭への保育料の減免制度を創設してください。  
あわせて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」および「子供の貧困対策に関する大綱」に明記されている「特別な配慮」が実行できる制度や仕組みを作ってください。
- (2)学童保育での保育中の事故・ケガ等の補償として、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」の対象に、学童保育も含めてください。

#### 6 支援事業計画の見直しについて調査をしてください。

次について、財政措置も含めた法制度上の課題の有無を検証し、必要な制度の見直しを行ってください。

- ・ 事業計画が、学童保育を必要とする家庭や子どもが安心して利用できるように整備する計画で

あるか

- ・ 市町村が実施主体として着実に学童保育の拡充に取り組む仕組みを構築されているか
- ・ 定められた学童保育の基準に基づき着実に学童保育の質的な向上を図っているか
- ・ 都道府県及び市町村が十分な財政措置を図っているか
- ・ 放課後児童クラブ運営指針に基づき学童保育の質的な向上を図っているか

## 7 「放課後子ども総合プラン」においては、放課後子供教室事業と学童保育について、「同じ場所で同じ職員が子どもたちと一緒にして」行う「一体化」ではなく、それぞれの事業として実施するものとしてください。

- (1) 放課後子供教室と学童保育は、それぞれの目的・役割、活動や生活の内容、職員・大人の体制、子どもへの関わりが異なっています。二つの事業をひとつにする（同じ場所、同じ職員が対応する）「一体化」では、「共働き・一人親家庭等の子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の役割は果たせません。「一体化」ではなく、学童保育の拡充となるようにしてください。
- (2) 「一体型」や「一体化」などの表現は、市町村でも混乱の原因となっており、学童保育を「全児童対策事業」に一体化する動きを新たに生み出す懸念があるため、適切な表現にあらためてください。
- (3) 「放課後子ども総合プラン」にある「共通プログラム」の実施にあたっては、学童保育固有の生活が守られるような配慮をしてください。

## 8 東日本大震災で被災した地域の学童保育の復旧・復興、学童保育を必要とする家庭・子どもが安心して利用できるよう国としての支援を行ってください。

東日本大震災で被災した地域は、共働き・一人親家庭等の相対的な増加もあり、子どもや家族の生活を支える施設としての学童保育の役割が増大し、学童保育を公的責任で整備する必要性が高まっています。

- (1) 学童保育の復旧・復興のために万全の措置を講じてください。
- (2) 被災した地域の子ども・家庭を支える学童保育の役割が果たせるよう特別な手立てを講じてください。
- (3) 原発事故による被害から子どもを守る特別な措置を講じてください。
- (4) 学童保育の防災・安全対策についての、国としての指針を定めてください。

### ●文部科学省への要望（2016年6月30日 要望書提出）

## 「放課後子供教室」、学校、学童保育の連携と拡充に関する要望書

- 1 「放課後子ども総合プラン」においては、「放課後子供教室」と学童保育について、「同じ場所で同じ職員が子どもたちと一緒にして」行う「一体化」ではなく、それぞれの事業が拡充されるものとしてください。
- 2 子育て家庭への支援に当たっては、文部科学省と厚生労働省が連携を図ってください。
- 3 学校と学童保育の連携を推進してください。
- 4 余裕教室などの学校施設を、学童保育の施設として活用できるように、効果的で具体的な方策を講じてください。
- 5 学童保育での保育中の事故・ケガ等の補償として、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」の対象に、学童保育を含めてください。

# 学童保育(放課後児童クラブ)実施状況 調査票(2016年5月1日現在)

全国学童保育連絡協議会調査

都道府県名 [ ] 市区町村名 [ ]  
 担当部署名 [ ] 記入者名 ( ) 連絡先TEL ( )  
 連絡先メールアドレス ( ) 可能であればご記入いただくと助かります

## Q1 学童保育の数についてお聞きします

- A 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された放課後児童健全育成事業の数 [ ] 「支援の単位\*1」数 [④ ]  
 B 公立公営により、Aに該当しない数 [ ] 「支援の単位」数 [⑤ ]  
 C 貴自治体内にある学童保育(放課後児童クラブ)の「支援の単位」総数 [④+⑤の合計 ]  
 \*1「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」

## Q2 学童保育の入所児童の総数と学年別数をお聞きします\*長期休業中のみの入所児童はのぞきます

- A 入所児童総数 [ ] 人(次のBで回答していただいた合計数になります)  
 B 学年別の入所児童数 1年生 [ ] 人 2年生 [ ] 人 3年生 [ ] 人  
 4年生 [ ] 人 5年生 [ ] 人 6年生 [ ] 人 その他 [ ] 人

\*障害のある子どもも学年の欄に加えてください。幼児なども入所している場合には「その他」で記入してください。

## Q3 規模についてお聞きします(Q1のC「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします)

入所児童数	「支援の単位」数	入所児童数	「支援の単位」数	入所児童数	「支援の単位」数
1人~19人		36人~40人		56人~70人	
20人~30人		41人~45人		71人~100人	
31人~35人		46人~55人		101人以上	

## Q4 学童保育の運営主体についてお聞きします

- A Q1のC「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします  
 ① 公立公営 ( ) (注)「代行」とは指定管理者制度を導入して運営している場合  
 ② 公社・社会福祉協議会 a 委託( ) b 補助( ) c 代行( )  
 ③ 運営委員会 a 委託( ) b 補助( ) c 代行( )  
 ④ 父母会・保護者会 a 委託( ) b 補助( ) c 補助無( ) d 代行( )  
 ⑤ NPO法人 a 委託( ) b 補助( ) c 補助無( ) d 代行( )  
 ⑥ 民間企業 a 委託( ) b 補助( ) c 補助無( ) d 代行( )  
 ⑦ その他法人等 a 委託( ) b 補助( ) c 補助無( ) d 代行( )  
 B ⑦その他法人等が運営している場合、具体的にどこですか(記号を○で囲み、数を記入ください)。  
 a 私立保育所( ) b その他の社会福祉法人( ) c 学校法人( ) d その他( )

## Q5 開設場所についてお聞きします(Q1のC「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします)

- ① 学校敷地内の学童保育専用施設 [ ]  
 ② 校舎内の学童保育専用施設 [ ] ※もともと学童保育専用につくられたもの。余裕教室転用は除く。  
 ③ 余裕教室(空き教室)を利用 [ ]  
 ④ 余裕教室以外の学校施設を利用 [ ] (施設名= )  
 ⑤ 児童館・児童センター内 [ ] ⑥ 学校敷地外の公設で学童保育専用施設 [ ]  
 ⑦ 公民館内 [ ] ⑧ 公立保育所内 [ ] ⑨ 公立幼稚園内 [ ]  
 ⑩ その他の自治体の所有の施設内 [ ] (施設名= )  
 ⑪ 社会福祉協議会や公社等が設置した施設内 [ ] ⑫ 私立保育所内 [ ]  
 ⑬ 私立幼稚園内 [ ] ⑭ その他の社会福祉法人が設置した施設内 [ ]  
 ⑮ 保護者が建てた専用施設 [ ] ⑯ アパート・マンションの一室を利用 [ ]  
 ⑰ 民家を借用 [ ] ⑱ 神社・寺院等を利用 [ ]  
 ⑲ 町内会・自治会・団地の集会所 [ ]  
 ⑳ その他 [ ] (施設名= )

## Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数についてお聞きします

- A 貴自治体内にある公立小学校の総数 [ ] 校  
 B 学童保育がない小学校校区数(未設置校区数) [ ] 校区  
 \*別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

## Q7 学童保育の待機児童数についてお聞きします

記号を○で囲んでください。把握している場合は「支援の単位」数と人数を記入してください(待機児童がない場合は0人と記入)。

- a 把握していない b 把握している → 「支援の単位」数 [ ] [ ] 人

ぜんこくがくどうほいくれんらくきょうぎかい  
**全国学童保育連絡協議会の紹介**

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

【連絡先】 113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL03(3813)0477 FAX03(3813)0765  
 メール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

＜主な活動＞

- ◆ 全国学童保育指導員学校の開催（2016年） ※平成28年熊本地震の影響を考慮し、中止

会場	日程	会場	受講者数
北海道会場	6月19日(日)	北海道札幌市・かでの2.7	399名
東北会場	7月10日(日)	宮城県仙台市・宮城学院女子大学	722名
北関東会場	6月19日(日)	茨城県水戸市・武道館、茨城大学	786名
南関東会場	6月12日(日)	東京都日野市・明星大学	706名
西日本(奈良)会場	6月5日(日)	奈良県生駒市・たけまるホールほか	949名
西日本(岡山)会場	6月12日(日)	岡山県岡山市・就実大学	553名
四国会場	6月26日(日)	徳島県徳島市・徳島文理大学	397名
九州会場	5月29日(日)	福岡県春日市・クローバプラザ	中止(※)

- ◆ 第50回全国学童保育研究集会の開催  
 2015年11月7日(土)～8日(日) 大阪府 府立門真スポーツセンター、大阪市立大学 5558名参加
- ◆ 月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者約4万人）
- ◆ 実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新調査は2012年）  
 ③指導員の実態調査（最新調査は2014年実施、2015年報告）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか
- ◆ 単行本・資料の発行 <最近の刊行物>  
 2008年『指定管理者制度は学童保育になじまない』『学童保育情報 2008-2009』『学童保育の拡充を求める1万2000人の声』『学童保育の新設・分割の手引き』  
 2009年『学童保育情報 2009-2010』『改定版 テキスト 学童保育指導員の仕事』  
 2010年『入門ガイド 発達障害児と学童保育』（全国学童保育連絡協議会編集協力）  
 『指導員の公的資格制度を求めて』『学童保育情報 2010-2011』  
 2011年『学童保育情報 2011-2012』  
 2012年『学童保育情報 2012-2013』  
 2013年『改訂版 学童保育ハンドブック』（株）ぎょうせい『学童保育の実態と課題 2012年版 実態調査のまとめ』『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』  
 2014年『学童保育情報 2014-2015』  
 2015年『解説と資料 新制度で大きく変わる学童保育』『学童保育ハンドブック』第2次改訂版  
 『学童保育指導員の実態調査報告2015』
- ◆ 政府や国会、関係団体への陳情など
- ◆ その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動  
 提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。